コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Nissui Pharmaceutical Co.,Ltd.

最終更新日：2015年11月30日
日水製薬株式会社
代表取締役社長執行役員　小野　徳哉
問合せ先：03-5846-5611
証券コード：4550
http://www.nissui-pharm.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指し、業務を適正かつ効率的に行うとともに、適法で透明性の高い経営を実現するための体制を整備し、必要な施策を実施していくことが重要と考えております。そのため、役職員の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、それぞれの整備、維持に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4)】議決権電子行使環境の整備と招集通知の英訳
当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。
現状の株主構成や費用面を勘案した場合、対応の必要性は低いと考えております。しかし、今後の海外投資家比率の変化に応じて適宜対応に向けた検討を進めてまいります。

【補充原則1-2(5)】実質株主の議決権行使への対応
当社は、株主総会における議決権は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。
今後につきまして、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席または委任状に関わる検討・整備に努めてまいります。

【補充原則3-1(2)】会社資料の英文開示
当社は現状の海外投資家の比率を勘案し、中期経営計画や決算報告の資料、株主総会招集通知等について、英文での開示及び提供は行っておりません。決算短信（添付資料を除く）は当社ホームページに英語での開示を行います。また、今後の株主構成の変化に応じて適宜対応に向けた検討を進めてまいります。

【補充原則3-2(1)】外部会計監査人に関する評価基準の策定、独立性・専門性の確認
(1)外部会計監査の監査実施状況や監査報告等を通じて、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の明確な評価基準は策定しておりません。今後監査役会において協議・決定する予定です。
(2)外部会計監査人との意見交換や四半期レビューの報告などを通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査チームは独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

【補充原則4-1(3)】後継者育成計画
最高経営責任者の後継者の計画は現在ありません。今後、最高経営責任者及び社外取締役会議が中心となり、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定する等、透明性・公平性の高い方法で後継者を選定できるように検討して参ります。

【原則4-2】取締役会の役割・責務
業務遂行の責任を担う取締役や執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しております。取締役会への提案は随時受け付ける機会を設けています。また、取締役会は提案に対して独立した客観的な立場において、多角的かつ十分な検討を行っております。取締役会や最高経営責任者が承認した提案は、各事業分野の業務執行取締役等が中心となり、その実行責任を担っております。
取締役（社外取締役を除く）の報酬については、中長期的な業績および企業価値向上への貢献度と連動する報酬についても議論し、定性的な要素も考慮し、業績連動部分の扱いも検討して参ります。

【補充原則4-2(1)】経営陣報酬の適切な評価基準策定
経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して個別の報酬額を決定しております。また、役員持株会への加入や株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促し、今後は中長期的な業績および企業価値向上への貢献度と連動する報酬についても議論し、業績連動部分の扱いも検討して参ります。

【補充原則4-11(3)】取締役会全体の実効性の分析・評価・開示
当社は、取締役会が適切に機能をしているかを、客観的な視点から評価することを目的に、社外取締役3名で構成する社外取締役会議を設置しております。なお、評価の開示については今後検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式
当社は純投資目的以外で株式を保有する方針は、取引先との長期的で安定した取引関係の構築、業務提携、事業戦略などを総合的に勘案し、当社の企業価値向上に資すると判断した場合、当該取引先の株式を取得し保有することができるものとしております。同株式に係わる議決権行使の基準は、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に繋がるか、当社の企業価値を棄損させる恐れなどを判断した上で、議決権を行使いたします。

【原則1-7】関連当事者間取引に関する適正な手続きの確保・開示および監視
当社は取締役会規程において、取締役の競業取引および会社と取締役間の取引について取締役会での承認を求めております。またすべての役員に対して、関連当事者間取引の有無の確認を行っており、関連当事者間の取引について管理する体制を整えております。また、主要株主との取引においても、一般の取引と同様に取引条件を適用しております。

【原則3-1】情報開示の充実
(1)企業理念、経営理念、事業理念、中長期における経営戦略、市場拡大戦略、グローバル戦略等を当社ホームページに掲載しております。
(2)コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
(3)取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針はコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。取締役及び監査役それぞれの報酬総額は株主総会の決議により決定しております。会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、それぞれの報酬総額の限度内で取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。
(4)役員の選任方針と手続き等は役員規程で定めています。取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会が、その適切性等について検討し答申を行っております。
(5)社外役員候補者の個々の選任・指名理由を株主総会参考書類にて開示しております。また、社内役員候補者の選任については、個々の経歴を株主総会参考資料に開示しております。

【補充原則4-1(1)】取締役会と取締役の権限(委任)の策定・開示
当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、各事業分野毎の執行責任者・会議体を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。
取締役会は、業務執行取締役の職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき重要事項について意思決定を行っております。
取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて付議・報告基準を定めております。取締役会の決議事項以外の稟議による決裁、経営会議等の下位の会議体による決裁及び当該業務について権限委譲を受けた役員等による決裁は、取締役会が監督しております。執行役員は、特定業務の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、担当部門における業務遂行の実施責任を負っております。
社外取締役は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会及び経営者の業務執行並びに当社と経営陣等との間の利益相反を監督しております。

【原則4-8】独立社外取締役の活用
当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任しております。取締役会では独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4-9】独立性基準等の策定・開示
当社は、東京証券取引所及び会社法が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。社外役員の選任及び独立性については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

【補充原則4-11(1)】取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する方針策定・開示
当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役は4名以内の員数の範囲内で、各部門に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。
取締役の選任については、当社の経営理念、経営戦略をもとにその経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定しております。
また、社外取締役は、会社法上の外性要件に加え、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。当社の社外取締役3名中2名は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしています。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11(2)】社外役員の兼任状況の開示
社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向けており、取締役会および監査役会への出席は90%以上を維持しております。また、兼職については合理的範囲に留めており、その兼任の状況は、招集通知参考書類における役員選任議案にて開示しております。

【補充原則4-11(3)】取締役会全体の実効性の分析・評価・開示
前段「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」にて記載のとおりです。

【補充原則4-14(2)】トレーニング方針の策定・開示
当社では、取締役・監査役に対して、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供しております。その際の費用負担は社内規程に基づき当社が負担しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話促進のための体制整備
当社では、IR 担当取締役を選任すると共に、経営企画部門をIR 担当部署としております。株主や投資家に対しては、代表取締役が自ら説明する決算説明会を半期に1回開催しております。その際、説明会会場にお越しになれない株主・投資家に対しインターネットを通じて資料の提供をするなど、株主等との建設的な対話に努めております。当社の経営方針をより理解頂くために、株主等の声に耳を傾け、株主等の目線から経営分析や意見を吸収し反映することで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると考え取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本水産株式会社	12,106,202	53.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	473,100	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	323,300	1.43
日水製薬みのり持株会	279,054	1.23
日水物流株式会社	273,053	1.21
株式会社損害保険ジャパン	199,500	0.88
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	161,500	0.71
UNITED NATIONS FOR THE UNITED NATIONS JOINT STAFF PENSION FUND A UN ORGAN	110,000	0.48
DEUTSCHE BANK AG LONDON－PB NON－TREATY CLIENTS 613	104,250	0.46
ティーツー・キャピタル株式会社	90,000	0.39

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	日本水産株式会社 （上場:東京）（コード） 1332

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社である日本水産株式会社との間で、製商品の販売、原料・商品の仕入れ、グループ金融制度に参加し余剰資金の預入れを行っております。それぞれの取引条件の決定方針は次のとおりです。
・製商品の販売については、市場価格等を勘案し価格交渉のうえ、一般の取引条件と同様に決定する。
・原料・商品の仕入れについては、市場価格等を勘案し価格交渉のうえ、一般の取引条件と同様に決定する。
・グループ金融制度については、当社と日本水産株式会社との間で基本契約を締結し、預け金の受取利息については市場金利に一定の率を加算することとする。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社との関係

当社は、日本水産株式会社の子会社であり、同社は当社の議決権の56%(間接保有を含む)を保有しており、また、同社の取締役1名が当社の社外取締役を兼務しております。
当社は、日本水産グループのファインケミカル事業の一部を担っておりますが、親会社と共通する事業分野が少ないため営業取引における依存度合いは低く、独自の意思決定に基づいて事業を行っております。このことから、親会社からの独立性は十分確保されているものと考えておりま

す。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴崎　栄一	弁護士											
関口　洋一	他の会社の出身者											
安島　孝知	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴崎　栄一	○	独立役員に指定しております。	弁護士として法的な知識と経験を有しており専門家として会社の経営に関する充分な見識を持っておられることから、客観的視点から当社の経営を監督していただくため、選任しております。 当社から役員報酬以外での金銭を得ておらず、また一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

関口　洋一		―――	日本水産株式会社の取締役常務執行役員であり、その経験と経営者としての見識を当社の経営に活かしていただくため、選任しております。 親会社の出身者であることから独立役員に指定しておりません。
安島　孝知	○	独立役員に指定しております。	他社での経営者としての見識・経験を当社の経営に活かしていただくため、選任しております。 当社から役員報酬以外での金銭を得ておらず、また一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間で、決算期、中間期における監査の結果および監査報告書に関する定期的な意見交換を行うほか、会計監査環境、会計処理システムなどについて適宜情報・意見交換を行っております。
監査役と内部監査部門は意見交換を行い、効率的な監査を行っております。また、内部監査の結果は、監査役にも報告され、監査役の監査にも活用されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田山　毅	公認会計士													
浅地　徹	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田山　毅	○	独立役員に指定しております。	公認会計士および税理士として会計の専門知識と上場会社の監査の経験を有しており、専門家としての見地から当社の経営を監査していただくため、選任しております。 当社から役員報酬以外の金銭を得ておらず、また一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
浅地　徹	○	独立役員に指定しております。	他社での経営者としての豊富な経験を当社の経営の監査に活かしていただくため、選任しております。 当社から役員報酬以外の金銭を得ておらず、また一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

特記すべき事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度を廃止し、会社業績と役員報酬との連動性を高めておりますので、一定のインセンティブ付与の効果があり、現在のところさらにインセンティブを付与することは考えておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大および企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しております。また、各種評価指標を設定して各取締役の達成度に基づき報酬の額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在のところ、補助員を置くことを求められておらず、補助員によるサポートは行っておりません。
ただし、重要な会議への出席、重要書類の閲覧などが確実に行うことができる体制となっており、また、重要な経営情報や業務執行状況は適切に報告されておりますので、現在のところ特に支障がないものと考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は社外取締役選任と監査役会等との連携を採用しており、取締役会は弁護士、親会社の取締役経験者、他社の取締役経験者の3名の社外取締役を含む7名で構成され、監査役会は公認会計士・税理士と他社の取締役経験者の2名の社外監査役を含む3名で構成されております。また、取締役会の活性化、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を目的として執行役員制度を導入しております。
取締役会は代表取締役が議長を務め、取締役と監査役全員が出席して原則として毎月1回開催することとしております。業務執行上の重要な案件や会社法上取締役会に諮る必要のある事項はすべて付議され、最終的な意思決定や業務執行の監督を迅速に行っております。
取締役、監査役、執行役員で構成される経営会議を設置し、業務執行に関する個別課題を実務的な観点から協議しております。
監査役会は常勤監査役1名に非常勤の社外監査役2名を加えた陣容で運営されており、監査機能の充実強化を図っております。また、会計監査人との間で事業年度の監査報告書に関する定期的な意見交換を行うほか、会計監査環境、会計システムなどについて適宜情報・意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役は7名と少人数であることから、個別案件について詳細な検討と迅速な意思決定が可能な体制となっております。また、取締役会・監査役会には、弁護士、他の業界の会社経営の経験者、公認会計士・税理士が含まれております。
これらのことから、適切な監督機能の発揮、会社と経営者の利益相反の防止、企業倫理・法令の遵守など現状の体制に求められることが達成されており、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の6日前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の2日前に開催
その他	株主総会招集通知をホームページに掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1年に2回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の公表資料を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理憲章、環境憲章において、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などに配慮し、かつ、法令、社内規程・方針の遵守および誠実で倫理的な事業活動を行うことを規定しております。また、倫理行動規範を定め全役職員周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境憲章を定めるとともに、工場についてISO14001を取得し、環境保全に積極的に取り組んでおります。
その他	現在、女性役員はおりませんが、女性社員66名中4名（6.0%）がライン管理職に就いております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制は、内部統制システムの基本方針を内部統制方針書に定め取締役会で決議されております。
内部統制システムの整備・運用状況は、内部統制方針書に基づき適切に整備・運用されていることを評価しております。
1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1） 役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、倫理憲章、環境憲章、倫理行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底させております。
2） 倫理行動規範の徹底をはかるため、倫理委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。
3） 倫理担当部会はコンプライアンス・プログラムを策定し、研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成させております。
4） 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、取締役・使用人が直接情報提供を行う手段として、社内通報制度（ホットライン）を設置し、運用しております。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書その他重要な意思決定および報告に関しては、文書管理規程に基づき保存、管理しております。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1） リスク管理を統括するため、リスクマネジメント担当部会を設置し、リスク管理を体系的に規定するリスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行っております。
2） 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行っております。各部門の長は、定期的にリスク管理の状況をリスクマネジメント担当部会に報告しております。
3） リスクマネジメント担当部会の責任者は、リスク管理の状況をまとめ取締役会に報告しております。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1） 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な事項を決定し、業務執行を監督しております。
2） 取締役等によって構成される経営会議において、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議しております。経営会議は原則として毎月1回以上開催しております。
3） 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、定期的な進捗管理を行っております。
5．業務の適正を確保するための体制
業務の適正の確保は、内部統制・CSR室が担当し、会社の財産の保全、業務の効率性・有効性、および法令順守を目的として計画的に内部監査を実施しております。また、倫理憲章、環境憲章、倫理行動規範を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保っております。
6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役会は、監査を実施するため必要と認められる場合は、使用人を補助者として置くことを決議し、当該体制を整備する監査役会規定を定めております。
7．上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
上記補助者がその業務に従事している期間は、監査役の指揮命令に従うものとし、人事評価に関しては監査役会の事前の同意を得ることになっております。
8．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1） 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役に報告することとしております。
2） 事業部門を担当する取締役は、監査役と協議の上、必要に応じ、担当する部門のリスク管理の状況について報告することとしております。
9．監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債権の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役からの求めに応じ、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還ならびに債権の処理を行うことを定めております。
11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1） 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
2） 代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査担当部門との連携をはかり、適切な意思疎通および効果的な業務監査の遂行に努めております。
12．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性の確保を企業経営の重要課題と位置づけております。当社に所属するすべての者が積極的に取り組み、社内に有効な内部統制システムを整備し、効率的な運営を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関して、取締役会において次のとおり決議されております。
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
公共の秩序、安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切排除しております。
2) 反社会的勢力排除にむけた整備状況
・倫理憲章に上記基本方針を盛り込むとともに、倫理行動規範に反社会的勢力からの機関紙購読、寄附金、広告掲載、金銭その他経済的利益の提供等の不当要求については明確に拒否する姿勢を貫くことを定めております。
・リスクマネジメントマニュアルを定め、反社会的勢力による介入を受けたときの管理体制、社内連絡、警察や顧問弁護士との連携などを定めております。
・特殊暴力防止対策連合会、地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、情報収集に努めております。
・倫理担当委員会において教育・訓練を実施し、基本方針やリスクマネジメントマニュアルの周知徹底をはかるとともに、効果の検証を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

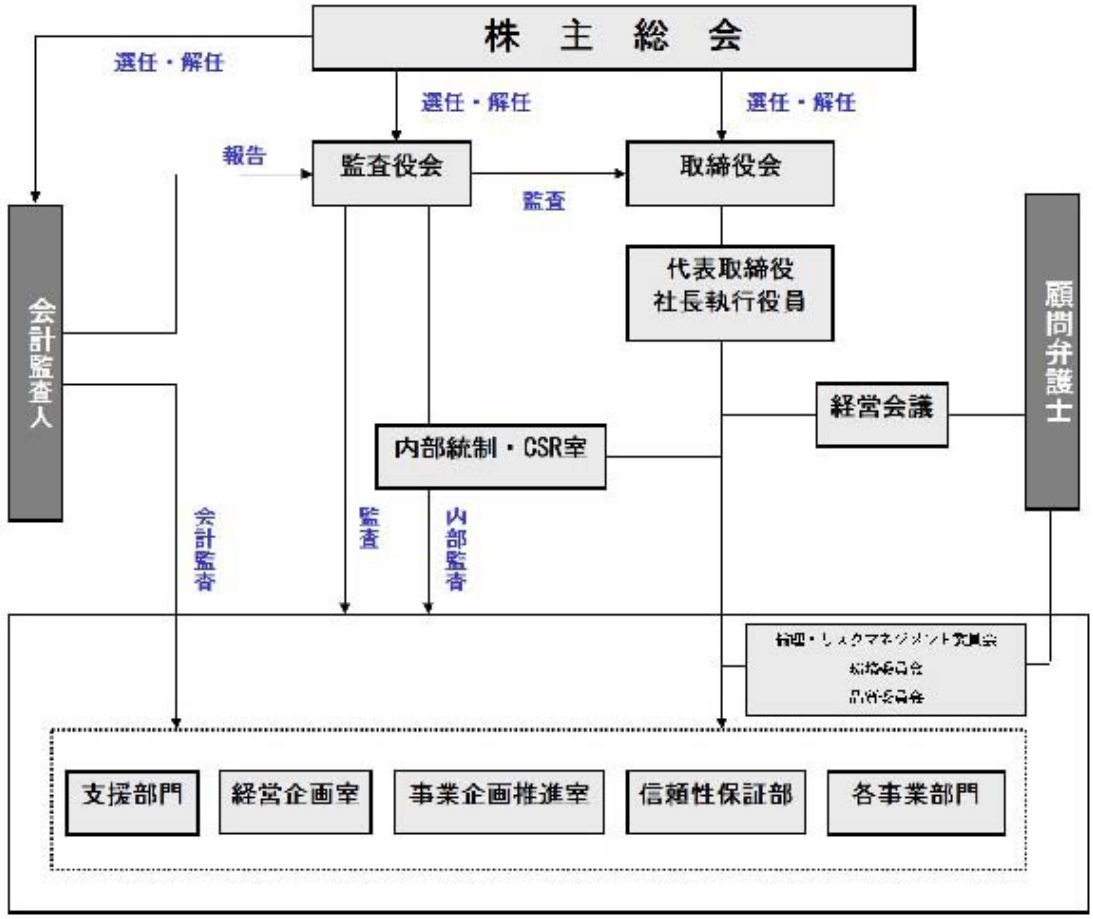
該当項目に関する補足説明

現在のところ、特段の買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



コーポレート・ガバナンス体制の概要

